

税制改正の流れ

	平成23年度税制改正	震災特例法	復興財源確保法	平成24年度税制改正	社会保障・税一体改革
平成22年	12/16 H23税制改正大綱閣議決定				
平成23年	1/25 国会提出 3/31 つなぎ法案の可決・成立 4/1 つなぎ法案の公布・施行 6/10 法案の分離切り離し(法的手当て) 6/22 「現下の厳しい経済～法案」成立 6/30 「現下の厳しい経済状況～法」公布・施行 10/28 「経済社会の構造～法案」内閣修正 11/24 「経済社会の構造～法案」衆議院修正 11/30 「経済社会の構造～法案」成立 12/2 「経済社会の構造～法」公布・施行	4/19 「第一弾」国会提出 4/27 「第一弾」成立・施行 11/4 「第二弾」国会提出 12/7 「第二弾」可決・成立 12/14 「第二弾」公布・施行	10/28 国会提出 11/24 衆議院修正 11/30 可決・成立 12/2 公布・施行	10/26 税制調査会審議開始 12/10 H24税制改正大綱閣議決定	社会保障税一体改革概要 (*平成20年以降の「議論の経緯」がP11に掲載)
平成24年					1/6 政府与党大綱素案正式決定

<法律の正式名称>

「つなぎ法」→「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」

「現下の厳しい経済状況～法」やじ刷り「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」

「経済社会の構造～法」→「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」

「震災特例法」→「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」

「復興財源確保法」→「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」